

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【佐久市】

(令和7年4月1日現在)

行政サービス等の内容（A）	届出受領証等の提示（B）		問合せ先（C）		備 考（D）
公営住宅への入居申込み（世帯としての申込み）	○		長野県住宅供給公社佐久管理センター （建築住宅課住宅係）	0267-78-5410 (0267-62-3430)	届出受領証を持つパートナー同士で申し込むことが可能となります。
罹災証明の代理申請（委任状を省略）	○		税務課資産税係	0267-62-3040	委任状の作成に代えて、届出受領証等の提示により代理申請が可能となります。なお、委任状を提出する場合には、届出受領証等は確認しません。
保育所・学童保育所への送迎		○	子育て支援課保育係	0267-62-3149	送迎する方の氏名等を事前に保育所等へ伝える必要があります。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課市民税係	0267-62-3040	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たす必要があります。
要介護認定の代理申請		○	高齢者福祉課介護給付係	0267-62-3154	同性パートナーについての申請を本人に代理して行うことができます。
生活保護制度の申請		○	福祉課保護係	0267-62-2914	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たす必要があります。
D V相談窓口の利用		○	福祉課地域福祉係	0267-62-2919	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に利用できます。
佐久市犯罪被害者等支援金支給申請・日常生活助成金交付申請		○	人権同和課人権同和係	0267-62-3135	届出をしていなくても申請は可能です。届出受領証等が提示されれば、被害者との関係性を判断する資料として考慮されます。
職員の休暇		○	総務課人事係	0267-62-3019	市職員が対象です。
職員互助会の給付		○	職員互助会 （総務課人事係）	0267-62-3019	市職員が対象です。